

# 医療局病院経営本部工事成績評定の結果の公表に関する実施要領

制 定 平成 29 年 4 月 10 日 病病第 70 号

## (趣旨)

第 1 条 この要領は、入札・契約手続の透明性の確保及び契約の適正な履行の確保を図るため、医療局病院本部 ~~本市~~の発注する工事又は製造（物品の製造を除く。以下「工事」という。）の請負契約に係る工事成績評定の結果の公表に関する事項を定めるものとする。

## (公表の対象)

第 2 条 公表の対象は、次に定める工事とする。

横浜市医療局病院経営本部請負工事検査事務取扱規程（以下「検査規程」という。）第 9 条及び横浜市医療局病院経営本部請負工事検査事務取扱要綱（以下「検査要綱」という。）第 5 条の規定により工事成績の評定を行った工事

## (公表の内容)

第 3 条 公表の内容は、次に定めるものとする。

前条に該当する工事については、検査規程第 10 条及び検査要綱第 6 条の規定により請負人に通知した工事完成検査結果通知書並びに工事成績評定結果修正通知書

## (公表の方法)

第 4 条 横浜市病院事業管理者は、評定の結果を請負人に通知後速やかに、前条 ~~各号~~の工事完成検査結果通知書及び工事成績評定結果修正通知書の写しを市民情報センターにおいて閲覧に供するものとする。

## (公表の期間)

第 5 条 閲覧に供する期間は、通知書の通知日から起算して 1 年間とする。

## (委任)

第 6 条 この要領の施行に関し必要な事項は、横浜市病院事業管理者が定める。

## 附則

### (施行期日)

この要領は、平成 29 年 4 月 10 日から施行する。